

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社プラス・ワンと株式会社プラス・ワン従業員代表者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で派遣業務に従事する全従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

（1） 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

（2） 株式会社プラス・ワンは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

（1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和6年8月27日付職発第0826第1号令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）の別添2に定める職種に該当するものとする。

（2） 地域調整については、派遣先事業所が東京・神奈川に限られることから、通達に定める「地域指数」の「東京」「神奈川」により調整するものとする。

（3） 時間外労働手当、深夜、休日労働手当については、基本給及び手当とは分離し、社員就業規則に準じて法律の定めに従って支給する。

（4） 通勤手当については、基本給及び手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。

（5） 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

（A） 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合

退職のいずれも3年)

(B) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数:

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

Aランク:10年

Bランク:3年

Cランク:0年

(3) 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(4) 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

ただし、退職金規定を開始した令和2年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

(A) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること。

(B) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること。

第5条 株式会社プラス・ワンは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で基本給を増額することとする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提供するものとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条

基本給の決定は1期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価する事とし、その方法は社員就業規則に定める内容を準用し、その評価結果に基づき、基本給の決定を行うものとする。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については社員就業規則の規定を準用する。

（教育訓練）

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「プラス・ワン教育訓練計画及びキャリアコンサルティング」に従って、着実に実施する。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。
本有効期限終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について、誠実に協議するものとする。

2025年3月5日

株式会社プラス・ワン 代表取締役 鈴木 弘隆



株式会社プラス・ワン 従業員代表者 金山 涼太



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	総務事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,167	1,354	1,451	1,482	1,552	1,743	2,092
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,282	1,487	1,594	1,628	1,705	1,914	2,298

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,189	1,378	1,477	1,509	1,581	1,776	2,131

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	受付・案内事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,223	1,418	1,519	1,553	1,626	1,826	2,192

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	経理事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,208	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,327	1,539	1,650	1,685	1,765	1,982	2,379

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	生産現場事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,308	1,518	1,626	1,662	1,740	1,954	2,345

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の接客・給仕の職業	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,231	1,428	1,530	1,563	1,637	1,839	2,207
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,352	1,568	1,680	1,717	1,798	2,020	2,424

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	化学製品生産設備オペレーター	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,246	1,444	1,549	1,582	1,656	1,861	2,233

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属溶接・溶断工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,203	1,395	1,495	1,528	1,600	1,797	2,157
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,321	1,532	1,642	1,678	1,757	1,974	2,369

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品製造・加工処理工（金属製品）	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,154	1,339	1,434	1,466	1,535	1,724	2,069
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,268	1,471	1,575	1,610	1,686	1,893	2,272

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	パン・菓子製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,219	1,415	1,516	1,549	1,621	1,821	2,186

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	食肉加工工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,142	1,325	1,420	1,450	1,519	1,706	2,048
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,254	1,455	1,560	1,593	1,668	1,874	2,249

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	保存食・冷凍加工食品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,163	1,349	1,445	1,477	1,546	1,738	2,086

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	他の食料品製造・加工処理工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,086	1,260	1,350	1,379	1,444	1,622	1,947
2	地域調整	(神奈川) 109.8	1,193	1,384	1,483	1,515	1,586	1,781	2,138

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	化学製品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,122	1,302	1,395	1,425	1,492	1,676	2,012
2	地域調整	(神奈川) 109.8	1,232	1,430	1,532	1,565	1,639	1,841	2,210

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	窯業・土石製品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,138	1,320	1,415	1,445	1,514	1,700	2,040
2	地域調整	(神奈川) 109.8	1,250	1,450	1,554	1,587	1,663	1,867	2,240

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	プラスチック製品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
2	地域調整	(東京) 112.7	1,264	1,466	1,570	1,605	1,681	1,888	2,266

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電気機械組立工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,107	1,284	1,376	1,406	1,472	1,654	1,985
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,216	1,410	1,511	1,544	1,617	1,817	2,180

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	半導体製品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,111	1,289	1,381	1,411	1,478	1,660	1,992
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,220	1,416	1,517	1,550	1,623	1,823	2,188

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電線製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,038	1,204	1,290	1,318	1,381	1,551	1,861
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,140	1,322	1,417	1,448	1,517	1,703	2,044
3	最低賃金	(神奈川県)	1,162	1,322	1,417	1,448	1,517	1,703	2,044

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,120	1,299	1,392	1,422	1,490	1,673	2,008
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,230	1,427	1,529	1,562	1,637	1,837	2,205

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	窒素・土 石製品検 査工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,164	1,350	1,447	1,478	1,548	1,739	2,087
2	地 域 調 整	(神奈川) 109.8	1,279	1,483	1,589	1,623	1,700	1,910	2,292

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ゴム・プ ラスチック 製品検 査工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,041	1,208	1,294	1,322	1,385	1,555	1,867
2	地 域 調 整	(東京) 112.7	1,174	1,362	1,459	1,490	1,561	1,753	2,105

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	輸送用機 械器具検 査工（自 動車を除 く）	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,723	2,067
2	地 域 調 整	(神奈川) 109.8	1,266	1,469	1,574	1,608	1,684	1,892	2,270

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	フォーク リフト運 転作業員	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
2	地 域 調 整	(神奈川) 109.8	1,308	1,518	1,626	1,662	1,740	1,954	2,345

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	倉庫作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,172	1,360	1,457	1,488	1,559	1,751	2,101
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,287	1,494	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	梱包作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,219	1,415	1,516	1,549	1,621	1,821	2,186

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ビル・建物清掃員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,094	1,269	1,360	1,389	1,455	1,634	1,962
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,202	1,394	1,494	1,526	1,598	1,795	2,155

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	製品包装作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,160	1,346	1,442	1,473	1,542	1,733	2,079
3	最低賃金	(神奈川県)	1,162	1,322	1,417	1,448	1,517	1,703	2,044

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ラベル・シール・タグ付け作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,048	1,216	1,303	1,331	1,394	1,566	1,879
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,151	1,336	1,431	1,462	1,531	1,720	2,064
3	最低賃金	(神奈川県)	1,162	1,322	1,417	1,448	1,517	1,703	2,044

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	選別作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,157	1,342	1,438	1,469	1,539	1,729	2,075
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,271	1,474	1,579	1,613	1,690	1,899	2,279

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ピッキング作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,137	1,319	1,413	1,444	1,512	1,699	2,039
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,249	1,449	1,552	1,586	1,661	1,866	2,239

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	他の分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,178	1,366	1,464	1,496	1,567	1,760	2,112
2	地域調整	(神奈川県) 109.8	1,294	1,500	1,608	1,643	1,721	1,933	2,319

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の接客・給仕の職業	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）	1,231	1,428	1,530	1,563	1,637	1,839	2,207
2	地域調整	(東京) 112.7	1,388	1,610	1,725	1,762	1,845	2,073	2,488

別表 2 対象従業員の基本給の額

総務事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,298～	2,298	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,594～	1,594	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,282～	1,282	0年

一般事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,131～	2,131	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,509～	1,509	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,189～	1,189	0年

受付・案内事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,192～	2,192	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,553～	1,553	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,223～	1,223	0年

経理事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,379～	2,379	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,685～	1,685	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,327～	1,327	0年

別表 2 対象従業員の基本給の額

生産現場事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,345～	2,345	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,662～	1,662	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,308～	1,308	0年

その他の接客・給仕の職業（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,424～	2,424	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,717～	1,717	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,352～	1,352	0年

化学製品生産設備オペレーター（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,233～	2,233	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,582～	1,582	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,246～	1,246	0年

金属溶接・溶断工

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,369～	2,369	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,678～	1,678	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,321～	1,321	0年

別表２ 対象従業員の基本給の額

その他の製品製造・加工処理工（金属製品）

等級	職務の内容	基本給額 (※１)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※３)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,272～	2,272	１０年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,610～	1,610	３年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,268～	1,268	０年

パン・菓子製造工

等級	職務の内容	基本給額 (※１)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※３)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,186～	2,186	１０年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,549～	1,549	３年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,219～	1,219	０年

食肉加工工

等級	職務の内容	基本給額 (※１)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※３)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,249～	2,249	１０年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,593～	1,593	３年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,254～	1,254	０年

保存食品製造工等（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※１)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※３)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,086～	2,086	１０年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,477～	1,477	３年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,163～	1,163	０年

別表 2 対象従業員の基本給の額

他の食料品製造・加工処理工

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,138～	2,138	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,515～	1,515	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,193～	1,193	0年

化学製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,210～	2,210	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,565～	1,565	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,232～	1,232	0年

窯業・土石製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,240～	2,240	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,587～	1,587	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,250～	1,250	0年

プラスチック製品製造工（東京）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,266～	2,266	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,605～	1,605	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,264～	1,264	0年

別表 2 対象従業員の基本給の額

電気機械組立工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,667～	2,180	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,423～	1,544	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,103～	1,216	0年

半導体製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,188～	2,188	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,550～	1,550	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,220～	1,220	0年

電線製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,044～	2,044	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,448～	1,448	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,162～	1,162	0年

輸送用機械器具組立工（自動車を除く）（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,837～	1,837	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,562～	1,562	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,230～	1,230	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

窒素・土壌製品検査工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,292～	2,292	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,623～	1,623	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,279～	1,279	0年

ゴム・プラスチック製品検査工（東京）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,105～	2,105	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,490～	1,490	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,174～	1,174	0年

輸送用機械器具検査工（自動車を除く）（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,270～	2,270	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,608～	1,608	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,266～	1,266	0年

フォークリフト運転作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,954～	1,954	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,662～	1,662	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,308～	1,308	0年

別表 2 対象従業員の基本給の額

倉庫作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,307～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,634～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,287～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,307	10年
1,634	3年
1,287	0年

梱包作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,186～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,549～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,219～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,186	10年
1,549	3年
1,219	0年

ビル・建物清掃員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,795～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,526～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,202～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,795	10年
1,526	3年
1,202	0年

製品包装作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,044～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,448～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,162～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,044	10年
1,448	3年
1,162	0年

別表 2 対象従業員の基本給の額

ラベル・シール・タグ付け作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,044～	2,044	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,448～	1,448	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,162～	1,162	0年

選別作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,279～	2,279	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,613～	1,613	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,271～	1,271	0年

ピッキング作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,239～	2,239	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,586～	1,586	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,249～	1,249	0年

他の分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,319～	2,319	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,643～	1,643	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,294～	1,294	0年

別表 2 対象従業員の基本給の額

その他の接客・給仕の職業（東京）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金の 額 (※3)	対応する一般 の労働者の能 力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	2,488～	2,488	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,762～	1,762	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,388～	1,388	0年

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.4	3.0	4.9	7.1	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.5	10.8	13.1	14.6	16.4

（資料出所）「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（71.5%）をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
支給月数	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	20.0

別表3（再掲）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.4	3.0	4.9	7.1	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.5	10.8	13.1	14.6	16.4

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出する事とする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。
- 3 退職金規定に関しては2020年4月1日を起算日として算出する。